

トリクロロエチレンの基準値改正（案）について



厚生労働省では、「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正を予定し、その改正案に関する意見募集を行いました（平成 22 年 10 月 5 日まで）。

改正案の主な内容は下記の通りで、平成23年4月1日施行を予定しています。

①水質基準に関する省令

- ・ 水質基準について、現行の「0.03mg/L」以下から「0.01mg/L」以下に変更する。

②水道施設の技術的基準を定める省令

- ・ 薬品基準について、現行の「0.003mg/L」以下から「0.001mg/L」以下に変更する。
- ・ 資機材材質基準について、現行の「0.003mg/L」以下から「0.001mg/L」以下に変更する。

※ ただし、施行日時点で既に設置されている資機材等については、当該水道施設の大規模の改造時まで、改正後の規定の適用を猶予する。

③給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

- ・ 「水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準」について、現行の「0.003mg/L」以下から「0.001mg/L」以下に変更する。
- ・ 「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準」について、現行の「0.03mg/L」以下から「0.01mg/L」以下に変更する。

※ ただし、施行日時点で既に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は既に建築の工事が行われている建築物に設置されるものについては、その給水装置の大規模の改造時まで、改正後の規定の適用を猶予する。

当社は厚生労働省の登録検査機関として、水道法に基づく水質基準項目などの分析・測定の数多くの受注実績があり、法改正時には速やかに対応できる態勢を整えています。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 9 月 6 日付 厚生労働省ホームページ

証明書発行箇所 小林正幸